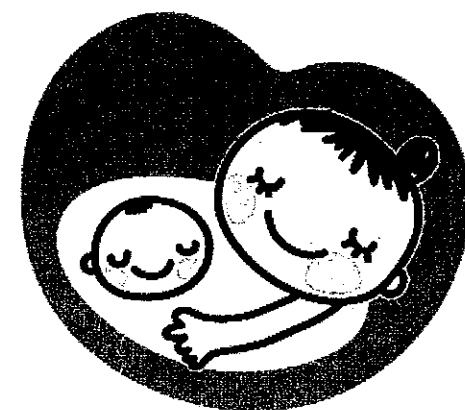


美唄市受動喫煙防止対策 ガイドライン



禁煙は愛です

平成26年12月

目 次

1	ガイドライン作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	受動喫煙防止対策の必要性・・・・・・・・・・・・	1
	（1）たばこの煙に含まれる有害物質	
	（2）喫煙による健康影響	
	（3）副流煙の害	
	（4）受動喫煙の害	
	（5）健康増進法による受動喫煙防止	
3	受動喫煙防止対策の基準・・・・・・・・・・・・	3
	（1）禁煙	
	（2）完全分煙	
	（3）空気清浄機について	
4	施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿・・・・・・・・	4
	（1）医療機関・教育機関・児童福祉施設	
	（2）官公庁等公共施設、集会施設、公共交通機関	
	（3）宿泊施設、遊戯、娯楽施設、飲食店等	
	（4）道路、公園等	
5	受動喫煙防止対策の推進・・・・・・・・・・・・	5
	（1）受動喫煙防止の環境づくり（各主体の役割）	
	（2）成人の喫煙率の減少	
	（3）次世代の健康の確保（未成年者の喫煙防止、妊産婦の禁煙支援、喫煙防止）	
6	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（1）受動喫煙防止対策に関する各種支援制度(財政的支援、技術的支援)	
	（2）たばこ外来を行っている市内医療機関	
	（3）おいしい空気の施設推進事業	

1 ガイドライン作成の目的

たばこは、多くの疫学研究により、肺がんを始めとする各種がんや心臓病、脳卒中などの発症を高めていることが認められています。たばこは、喫煙する本人の健康に害を及ぼすだけでなく、周りの人の健康に本人以上の害を及ぼすことから、受動喫煙防止のための対策が重要となっています。

平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法」では、学校、病院、官公庁施設、集会施設その他多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙を防止する措置を講じることが規定されました。

さらに、平成 17 年 2 月には、たばこの健康被害から次世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効されました。

このように、たばこを取り巻く状況は大きく変化しており、受動喫煙の害についてはもちろんのこと、吸殻のポイ捨てや歩行喫煙などたばこを吸う人のマナーに対する市民の関心も大変高まっています。

美咲市においては、平成 25 年 3 月にびばいヘルシーライフ 21(第 2 期)を策定し、6つの領域(食生活・運動・メンタルヘルス・飲酒・喫煙・歯の健康)から市民の健康づくりを進めていくと同時に、重点テーマを「受動喫煙・運動」にしぼり、一人ひとりの健康づくりを支える環境づくりを市民と協働し推進することとなっています。

このたび、市民、事業者、行政が一体となって受動喫煙防止対策に取り組むために「美咲市受動喫煙防止対策ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインの目指すものは、たばこの煙から市民を守り、市民が健康で快適に過ごすことができる環境づくりを推進することです。

2 受動喫煙防止対策の必要性

(1) たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、約 4,000 種類もの化学物質が含まれており、ニコチン、一酸化炭素などの有害物質の他に、タールなど約 60 種類の発がん物質も含まれるといわれています。

(2) 喫煙による健康影響

喫煙は、さまざまながん、循環器疾患(脳卒中、虚血性心疾患等)、呼吸器疾患(COPD_{※1}等)、糖尿病、周産期_{※2}の異常等の原因となります。

※1 COPD(慢性閉塞性肺疾患):主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患のことで、咳、たん、息切れなどから始まり、ゆっくりと呼吸困難が強くなってきます。心血管疾患、消化器疾患、糖尿病、骨粗しょう症やうつ病など、さまざまな病気と合併することが多い病気です。

その原因の 90%はたばこの煙で、喫煙者の 20%が発症するとされています。

※2 周産期の異常：喫煙は、女性ホルモンの分泌を低下させ、生理不順や不妊など、周産期の異常をもたらします。特に、妊娠中の喫煙は、妊娠合併症（流産、早産など）のリスクを高めるだけでなく、低出生体重児や出産後の乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクとなります。

（3）副流煙の害

たばこの煙には、たばこを吸う本人が吸いこむ「主流煙」と、火のついたたばこの先から立ち上がる「副流煙」とがあり、副流煙は主流煙に比べて有害物質の濃度が高く、更にアルカリ性で目や鼻などの粘膜への刺激も強いという特徴があります。（表 - 1）



表 - 1 たばこの副流煙に含まれる有害物質

成 分	副流煙／主流煙比	影 響
一酸化炭素	4.7 倍	血液中の酸素の運搬を妨害し、心臓や脳の働きに負担をかけます。
ニコチン	2.8 倍	血圧を上げたり、心拍数を増やしたりして心臓に負担をかけます。 ニコチンは依存性があり、たばこをやめにくくしています。
タール	3.4 倍	一般に「やに」と呼ばれるベンゾピレンをはじめ多くの発がん物質や発がん促進物質が含まれています。
アンモニア	46 倍	目が痛くなったり、のどに刺激を与えます。

（参考：厚生労働省の最新たばこ情報ホームページ、たばこ煙の成分）

（4）受動喫煙の害

受動喫煙とは、「自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙を吸わされてしまうこと」をいいます。

受動喫煙の影響は、目の痛みや鼻づまり、のどの不快な症状だけにとどまらず、呼吸機能や循環機能が損なわれ、継続して吸わされることにより、がんや心臓病などのリスクも増加します。

家庭でも室内で喫煙すると、家族にも同様なリスクがあり、子ども、高齢者への影響はとて大きくなります。

また、妊娠中の女性がたばこを吸うと、低出生体重児、流産・早産などの発生率が高まるなど、妊婦への影響ははかり知れないものとなりますし、出産後は乳幼児突然死症候群が指摘されています。



(5) 健康増進法による受動喫煙防止

健康増進法の第 25 条では、多数の者が利用する施設を管理する者へ、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）平成 15 年 5 月 1 日施行

（受動喫煙の防止）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙**（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 受動喫煙防止対策の基準

受動喫煙を防止する対策には、施設を全面的に禁止する「禁煙」と時間的又は空間的に限定する「分煙」があります。

- (1) 禁煙・・・最も効果的な受動喫煙防止対策で、建物内だけを禁煙とする「建物内禁煙」と、建物を含んだ敷地内全体を禁煙とする「敷地内禁煙」（完全禁煙）とがあります。

①建物内禁煙で屋外に喫煙場所を設ける場合には、玄関や窓からたばこの煙が流れ込まないような配慮や通行人に対する受動喫煙への配慮が必要です。

②敷地内禁煙又は建物内禁煙であることをはっきりと表示し、屋外に喫煙場所を設けた場合は場所を明示します。



- (2) 完全分煙・・・建物内を禁煙にできない場合は、次善の策として、禁煙場所から非喫煙場所へ煙が流れないようにします。

① 喫煙室を設けるほかに、喫煙場所と非喫煙場所を仕切りやスクリーンなどで適切に仕切ることにより、喫煙場所を確保すること。

②喫煙場所から非喫煙場所に、たばこの煙やにおいの漏れを防止するため、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れをつくる必要がありますので、喫煙場所と非喫煙場所の境界において、喫煙室に向かう風速を 0.2m/s 以上とすること。

③喫煙場所の良好な環境を維持するために、排気装置などを設け、喫煙室の空気を直接屋外に排気し、禁煙室内の粉じん濃度を 0.15mg/m^3 以下とすること。

(3) 空気清浄機について

煙の中の粒子を除去することができますが、一酸化炭素などの有毒ガスは除去できず、受動喫煙防止対策としては不十分です。

完全分煙をするためには屋外排気をする必要があります。

4 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

全面禁煙は最も有効な受動喫煙防止対策といえます。しかし、すべての施設において直ちに全面禁煙することは困難でもあります。

現段階における望ましい禁煙・分煙の取り組みの在り方を次に示します。

(1) 医療機関・教育機関・児童福祉施設・・・敷地内禁煙（完全禁煙）

（病院、学校、保育所、幼稚園、児童館等）

有病者、妊産婦や次代を担う子どもたちが多く利用する施設は、敷地内禁煙が望まれます。

(2) 官公庁等公共施設、集会施設、公共交通機関・・・敷地内禁煙又は建物内禁煙
（庁舎、市民会館、福祉会館、駅等）

多くの人が利用することから、社会的な役割や施設の性格をふまえ、建物内禁煙が望まれます。

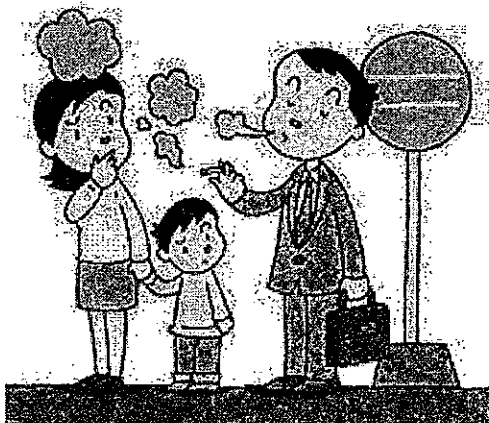
(3) 宿泊施設、遊戯、娯楽施設、飲食店等・・・敷地内禁煙・建物内禁煙又は完全分煙
（ホテル、旅館、レストラン等）

禁煙が難しい場合は、事業主が主体となった積極的な分煙が望まれます。

利用者の目的や業態に応じた分煙に取り組んでください。

(4) 道路、公園等・・・喫煙マナーとルール

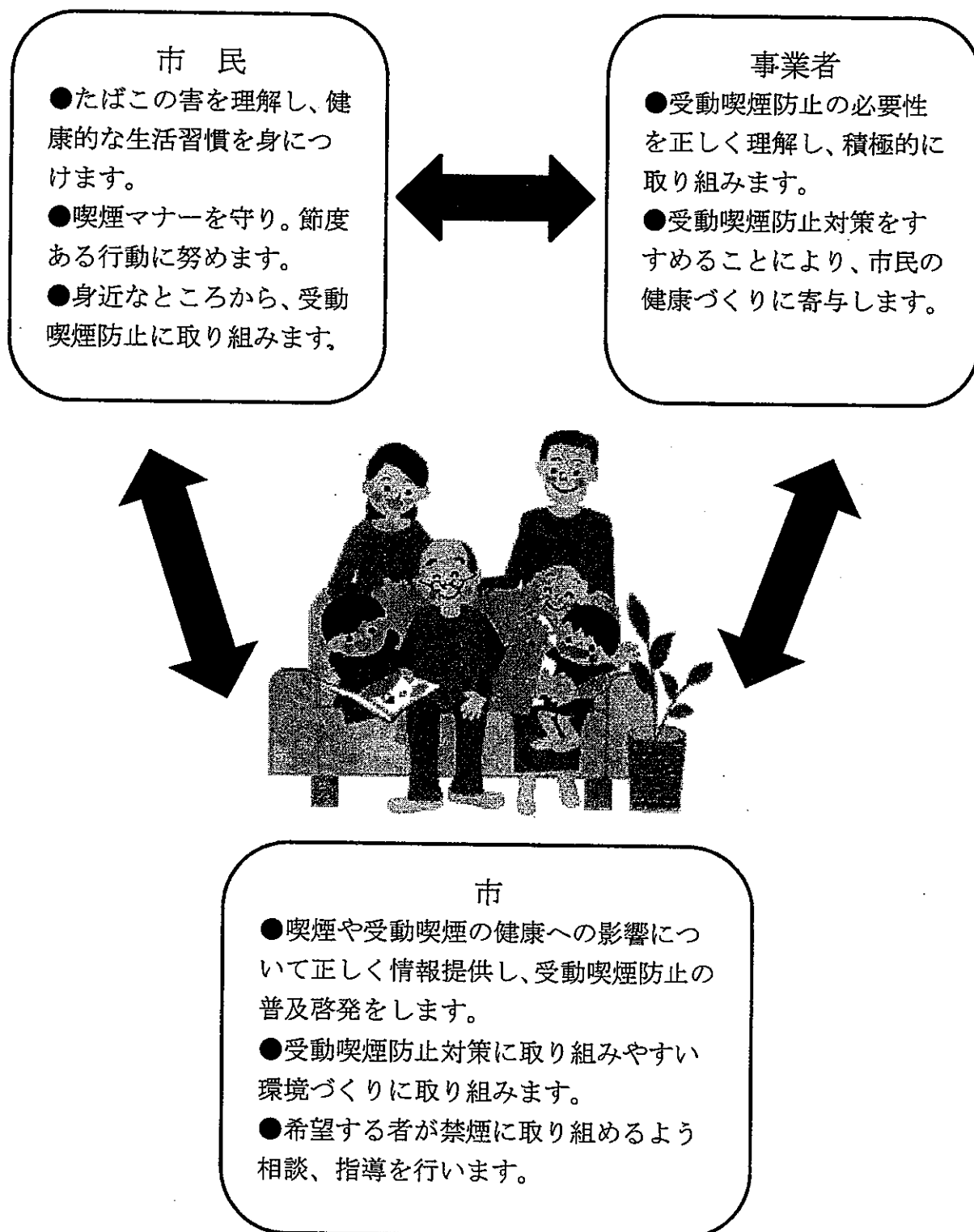
屋外においても、周囲に人がいる場合には、たばこを吸わない、たばこの投げ捨てや歩きたばこをしない、通学路の通学時間帯にたばこを吸わないなどの社会的ルールを守ることが求められています。



5 受動喫煙防止対策の推進

(1) 受動喫煙防止の環境づくり（各主体の役割）

市民、事業者、行政が一体となって、受動喫煙防止対策に取り組むことが大切です。



(2) 成人の喫煙率の減少

たばこを吸う人が減れば、喫煙者本人の健康はもちろん、周囲の人の健康を守ること（受動喫煙による健康影響の防止）ができます。

また、身近な人が喫煙しないことにより、子どもたちの喫煙防止に効果があるため、将来にわたる喫煙者の減少にもつながります。

(3) 次世代の健康の確保（未成年者の喫煙防止、妊産婦の禁煙支援、喫煙防止）

未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、かつ、成人期を通じた喫煙継続につながりやすくなります。

未成年期のうちにたばこを吸いだすと、ガンなどの発症や死亡のリスクが増加し、喫煙を開始する年齢が早ければ早いほど、そのリスクは高まることが指摘されています。

また、妊娠中・出産後の喫煙は、妊娠合併症や低出生体重児、乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクとなるほか、受動喫煙によっても、子どもの健康に影響を及ぼします。

6 参考資料

(1) 受動喫煙防止対策に関する各種支援制度(財政的支援、技術的支援)

①受動喫煙防止対策助成金制度

〈対象事業主〉

○労働者災害補償保険の適用事業主であって

○次の中小企業事業主であること

業 種		常時雇用する 労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店 配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業 医療・福祉、複合サービス (例：協同組合) など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農林漁業、建設業、製造業 運輸業、金融業、保険業 不動産業	300人以下	3億円以下

○一定基準（喫煙室の入り口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上）を満たす喫煙室を設置すること。（改修も含む。）

○事業場内において喫煙室以外を禁煙とすること。

〈助成内容〉

○喫煙室の設置等に係る経費のうち、工事費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1の額（上限200万円）

〈申請書提出先〉北海道労働局労働基準部健康課

②相談支援業務

○事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じん又は換気量の基準への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。

○受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。

○企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 ①について 050-3537-0777

②③について 03-5296-8947

【ホームページ】 <http://www.rric.co.jp/contract/index.html>

【事業委託先】 株式会社インターリスク総研

③測定支援業務（測定機器貸出し）

○職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計（浮遊粉じん濃度の測定）、風速計の無料貸出しを行います。

【平成26年度から、機器の往復の送料も無料になりました】

○専門家が事業場に行って、測定や測定方法を説明します。

○企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。

【受付ダイヤル】 03-5600-1100 (FAX:050-3730-0345)

【ホームページ】 <http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A、書類作成要領などを閲覧できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

ホーム > 政策について > 各種助成金・奨励金等の制度 > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

申請について不明な点は、北海道労働局労働基準部健康課にご相談ください。

(2) たばこ外来を行っている市内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
市立美唄病院	西2条北1丁目1番1号	63-4171
独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	東4条南1丁目3番1号	63-2151
医療法人社団 慶北会 花田病院	大通東1条北2丁目2番5号	68-8700
医療法人社団 井門内科医院	東1条北1丁目2番8号	63-4535
医療法人社団 雄美会 なかむら内科・消化器内科クリニック	東1条南3丁目2番12号	22-8383
医療法人社団 なかさか医院	西1条南2丁目1番5号	63-2019

薬を用いてお医者さんのサポートを受けながら禁煙することができます。
一定の条件を満たせば、健康保険が適用されます。禁煙をお考えの方はご相談ください。

(3) おいしい空気の施設推進事業

① 実施主体 北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室(以下岩見沢保健所)

② 対象施設

	対象施設
多数の者が利用する施設	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店のほか、鉄軌道駅、バスターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館などの宿泊施設、野外競技場、遊技場、娯楽施設など
その他の施設	鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船など

③ 「おいしい空気の施設」とは、④に示す禁煙・分煙が適切に実施されている施設として登録されたものをいいます。

④ 「禁煙・分煙」とは、

a. 禁煙

建物内(建物を有しない施設にあつては敷地内)の喫煙を常に禁止し、かつ、建物の外に灰皿を設置する場合にあつては、建物内にたばこの煙が流れないようにするとともに、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、通行者などの受動喫煙防止に配慮すること。

b. 分煙(次の3つの条件をすべて満たすこと)

・喫煙室を設置するなど、適切な喫煙場所を設けていること。

- ・喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙やにおいが漏れないこと。
- ・通行者の受動喫煙に配慮しつつ、喫煙場所のたばこの煙を野外に排気すること。

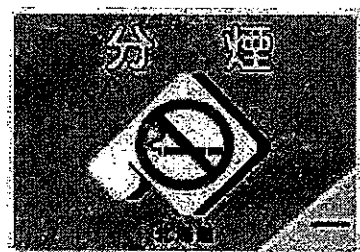
⑤ 登録及びステッカーの交付

「おいしい空気の施設」の登録を希望する施設の管理者は、登録届出書を岩見沢保健所に提出します。

岩見沢保健所は届出を受け、必要に応じて現地調査を行い「おいしい空気の施設」として登録し、登録された施設の管理者に対してステッカーを交付します。

登録期間は2年間とし、更新することができます。

登録内容の変更や取り消しをすることもできます。



⑥ 登録に関する問い合わせ先

岩見沢保健所 電話：0126-20-0116

ホームページ：<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/>

登録に必要な様式は道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>) に掲載されています。